

長崎外国語大学 公的研究費不正防止計画

－2019（平成 31）年度実施状況および 2020（令和 2）年度不正防止計画－

2020（令和 2）年 4 月 1 日

考えられる不正発生要因	2019（平成 31）年度 公的研究費不正防止計画	2019（平成 31）年度実施状況	2020（令和 2）年度 公的研究費不正防止計画
・研究機関内で責任と権限の所在が十分に認識できていない場合がある。 ・時の経過とともに責任意識が低下する。	・最高管理責任者は学長、統括管理責任者は研究を担当する副学長とし、HP 等で職名を公開する。	・最高管理責任者は学長、統括管理責任者は研究を担当する副学長とし、HP 等で職名を公開した。	・最高管理責任者は学長、統括管理責任者は研究を担当する副学長とし、HP 等で職名を公開する。
・公的研究費（科研費）の使用（執行）ルールや業務フローが明確化されていない。	・規程等の整備を行う。 ・ルールと運用の実態乖離がないよう必要に応じて見直しを行う。	・規程等の整備について、検討を行った。 ・ルールと運用の実態乖離がないか検討を行った。	・規程等の整備を行う。 ・ルールと運用の実態乖離がないよう必要に応じて見直しを行う。
・競争的資金が公的研究費であるという意識が希薄である。 ・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・研究関連規程等について、研究者および職員に周知を図る。 ・コンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（e-ラーニング）を実施する。 ・理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図る。	・コンプライアンス研修会を実施（令和 1 年 11 月 14 日、11 月 21 日、11 月 22 日）において、研究関連規程等について、研究者および職員に周知を図った。 ・コンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（e-ラーニング）を実施した。 ・コンプライアンス研修会終了後に理解	・コンプライアンス研修会において、研究関連規程等について、研究者および職員に周知を図る。 ・コンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（e-ラーニング）を実施する。 - 理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図る。

		度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図った。	
・不正使用に関する通報（告発・相談）窓口及び通報者の保護体制の周知が不徹底	・取引業者より不正防止の誓約書を徴取する。 ・取引業者に対し、本学の不正防止への取り組みを発信する。	・2020年1月に取引業者より不正防止の誓約書を徴取した。 ・HPにおいて取引業者に対し、本学の不正防止への取り組みを発信した。	・取引業者より不正防止の誓約書を徴取する。 ・取引業者に対し、本学の不正防止への取り組みを発信する。
・実効性のあるモニタリングが不十分である。	・学長が指定した内部監査担当者及び研究推進委員会による経理・体制整備等に関する内部監査を実施する。	・学長が指定した内部監査担当者により経理に関する内部監査が行われた（令和2年2月5日、2月12日）。体制整備等に関する内部監査については、研究推進委員会によって行われた。	・学長が指定した内部監査担当者及び研究推進委員会による経理・体制整備等に関する内部監査を実施する。